

群馬県輸入水産動物着地検査対応指針（第1版）

令和8年8月13日
群馬県農政部蚕糸特産課
群馬県水産試験場

1 趣旨

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法に基づく水産防疫対策を推進するため、農林水産省は「水産防疫対策要綱」（以下「要綱」という。）を定めている。県は要綱に基づき、水産動植物の疾病の発生防止及びまん延防止措置を実施する。

要綱においては、養殖の用に供することを目的に輸入された水産動物について、輸入後も仕向先の養殖場において健康状態及び移動状況等の監視を行う「着地検査」を実施することが定められている。県は国、関係都道府県、研究機関及び養殖業者等との情報共有及び連携を図り、疾病の早期発見及びまん延防止に努めるものとする。

本指針は、要綱別記1「輸入水産動物の着地検査指針」に基づく着地検査の実施及び要綱に定める「養殖水産動植物の異状の早期発見、通知・届出、疾病発生時の迅速かつ的確なまん延防止」に係る本県の対応に必要な事項を定めるものである。

なお、本指針は、「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」（令和8年農林水産省令第13号。令和8年6月9日施行）を踏まえて運用するものとする。

2 関係者の役割

（1）蚕糸特産課の役割

蚕糸特産課は、輸入水産動物に関する報告を受けた場合、水産試験場と情報を共有し、着地検査の実施に必要な調整を行う。また、輸入者及び仕向先養殖施設責任者の協力を得て着地検査場所を決定するとともに、着地検査中の対象動物の移動に際しては、関係都道府県との連絡調整及び情報提供を行う。

（2）水産試験場の役割

水産試験場は、着地検査を実施し、対象動物の健康状態及び飼育状況を把握するとともに、その結果を記録・管理する。また、必要に応じて立入検査、聞き取り調査等を実施し、施設責任者に対して防疫対策に関する指導を行う。

対象動物に異状が認められた場合には原因究明のための検査を実施するとともに、関係機関と連携し、適切な防疫措置を講じる。

（3）着地検査場所（仕向先養殖施設）の責任者の役割

施設責任者は、対象動物の導入に当たり、必要な事前報告及び関係書類の提出を行うとともに、着地検査の実施に協力する。また、施設内における衛生管理及び隔離措置を徹底

し、対象動物の健康観察及び飼育状況の記録・報告を行う。着地検査に関する記録は少なくとも3年間保管する。

対象動物に異状が認められた場合には速やかに水産試験場へ連絡し、立入検査及び検体採取等に協力する。なお、対象動物を移動する場合は、事前に関係機関と協議の上、必要な報告を行う。

3 着地検査の具体的方法

(1) 実施機関

着地検査は水産試験場が実施する。なお、着地検査を行う県検査員は水産試験場職員とする。

(2) 着地検査期間

着地検査期間は、対象動物が着地検査場所に到着した日から、管理飼育を行う場合はその期間を含め、原則として概ね6か月間とする。対象動物が着地検査場所に到着した後、速やかに初回検査を実施する。

(3) 事前報告等

着地検査場所（仕向先養殖施設）の責任者は対象動物の導入2週間前までに導入日や動物種等について蚕糸特産課及び水産試験場に報告する。輸入業者等は対象動物の導入2週間前までに蚕糸特産課に輸入予定を連絡する。輸入業者等は、輸入許可申請書の写し及び輸出国政府発行の検査証明書の写しを、提出可能となり次第、蚕糸特産課へ提出する。

着地検査場所は、輸入水産動物を隔離し、又は他の水産動物と区別して飼育できる施設であることが望ましい。このため、輸入者及び仕向先養殖施設責任者と協力し、その同意を得た上で、着地検査場所を決定する。

(4) 導入時検査

① 立入検査とする場合

- ・ 着地検査の目的を踏まえ、着地検査の初回検査（導入時検査）は原則として県検査員による立入検査とする。既に着地検査を実施した対象動物と同一ロットの対象動物を再度導入する場合等で、前回の導入時から輸入元、施設の状況、担当者等に変更がないときは、蚕糸特産課、水産試験場及び仕向先養殖施設責任者が協議の上、初回検査を聞き取り調査等によるリモート対応とすることができる。
- ・ 立入検査は平日に実施し、県検査員が着地検査場所へ出向いて実施する。
- ・ 初回検査として立入検査を行う場合は、別紙4「着地検査記録票（初回検査用）」に掲げる項目について、事前に輸入者又は仕向先養殖施設責任者から提出を受けた輸入許可申請書の写しや、動物検疫所から提供を受けた輸入許可証を参考に、県検査員が現場での現物確認を行う。
- ・ 導入する輸入水産動物の現物及び導入作業の状況を県検査員が写真等により記録する場合は、仕向先養殖施設責任者はこれに協力する。

- ・ 対象動物の運搬に用いられた梱包材等は、仕向先養殖施設責任者が消毒した上で適切に処理する。
- ・ 導入時の立入検査においては、仕向先養殖施設責任者又はその代理者の立会いを必須とする。立入検査当日に仕向先養殖施設責任者又はその代理者の立会がない場合は、着地検査への協力が得られないものと判断し、当日の着地検査を中止する。なお、代理者は対象動物の飼育状況を十分に把握している当該施設の従業員等とする。
- ・ 県検査員は必要に応じて輸入者に立会いを求めることができる。

②リモート対応とする場合

- ・ 導入時に立入検査を実施しない場合は、対象動物の導入後、速やかに、別紙4「着地検査記録票（初回検査用）」に掲げる項目について、県検査員が施設責任者から電話で必要事項を聞き取るか、又は仕向先養殖施設責任者が電子メール等により当該記録票の作成に必要な情報を県検査員に提供するものとする。
- ・ 県検査員は施設責任者に対し、導入した輸入水産動物の現物及び導入作業の状況を写真等で記録し、県検査員へ提出するよう求めることができる。

（５）着地検査期間中の飼育管理及び定期報告

- ・ 導入時検査から着地検査終了までの間、仕向先養殖施設責任者は、別紙1「着地検査期間中の飼育状況報告」により、対象動物の健康状態及び飼育状況を月1回、水産試験場に報告する。
- ・ 期間中、仕向先養殖施設責任者は、飼育状況（へい死、摂餌状況、遊泳行動、外観異常、水温、水質、投薬・消毒状況、導入・移動履歴）を記録し、当該記録を少なくとも3年間保管する。
- ・ 報告内容に基づき、聞き取り調査が必要と判断した場合、県検査員は電話による聞き取り調査を実施する。
- ・ 定期報告の内容や聞き取り調査の結果に基づき、立入検査が必要と判断した場合、県検査員が着地検査場所へ出向き、仕向先養殖施設責任者又は代理者の立会のもと、別紙5「着地検査記録票（2回目以降用）」に掲げる項目について飼育日誌等を参考に確認する。また、対象となる輸入水産動物及び同一施設内で飼育されている他の水産動物の状態等を確認する。
- ・ 施設内及び施設周辺においては、器具の洗浄・消毒、飼育水の管理、死亡個体の適正処理、飼育区域への立入制限、他施設との器具の共用の防止等の衛生管理を徹底する。

（６）着地検査終了報告

着地検査終了時、仕向先養殖施設責任者は、別紙2「着地検査終了報告書」により水産試験場へ報告する。

（７）着地検査中の対象動物を移動する場合

水産試験場は、仕向先養殖施設責任者に対し、着地検査中の対象動物を着地検査場

所以外へ移動しないよう要請する。やむを得ず対象動物の移動を計画する場合、移動元養殖施設責任者は、あらかじめ水産試験場と協議し、適切な防疫措置を講じるとともに、別紙3「着地検査期間中の移動報告書」により蚕糸特産課へ報告する。

(A) 県内から県内へ移動する場合

移動先養殖施設責任者は、水産試験場と調整の上、移動先の養殖施設において引き続き着地検査を受けるものとし、移動元養殖施設責任者はこれに協力する。

(B) 県内から他都道府県へ移動する場合

着地検査の管轄都道府県が変更となるため、移動元養殖施設責任者はあらかじめ移動先都道府県の下承を得た上で、移動の2週間前までに蚕糸特産課及び水産試験場へ報告する。この場合、蚕糸特産課は移動先都道府県の水産防疫担当部署へ対象動物の移動履歴等に関する情報を共有し、水産試験場は移動先都道府県の魚病指導機関へ対象動物の健康状態に関する情報を共有する。

(C) 他都道府県から県内へ移動する場合

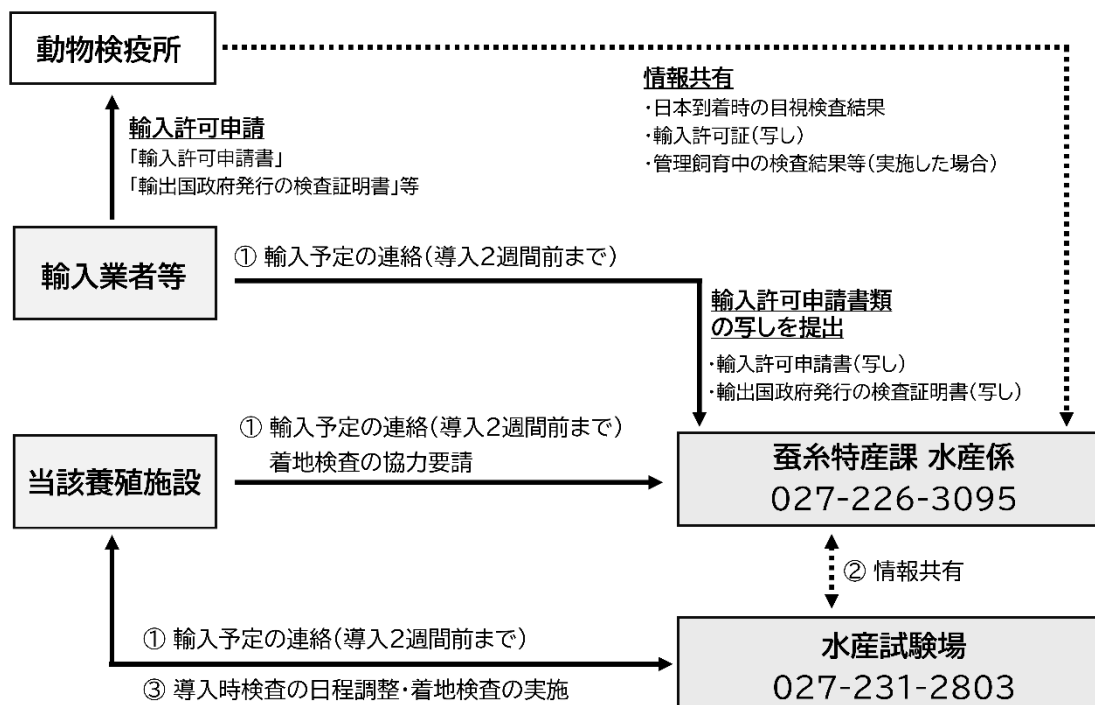
他の都道府県において着地検査中の対象動物を県内へ導入する場合、導入予定の養殖施設責任者は導入2週間前までに蚕糸特産課及び水産試験場へ連絡する。蚕糸特産課は移動元都道府県の水産防疫担当部署から対象動物の移動履歴等に関する情報を引き継ぐ。また、水産試験場は移動元都道府県の魚病指導機関から対象動物の健康状態に関する情報を引き継ぎ、導入先の県内養殖施設において、対象動物の導入後、速やかに導入時検査を実施し、その後も着地検査を継続する。なお、必要に応じ、蚕糸特産課は移動元都道府県の水産防疫担当部署や移動元養殖施設責任者及び対象動物の輸入者等に対して輸入許可申請書、輸入許可証及び輸出国政府発行の検査証明書等の写しの提出を求めることができる。

(8) 輸入水産動物に疾病の発生が疑われる場合

- ・ 県検査員が飼育状況を確認し、必要に応じて魚病検査を実施する。
- ・ 特定疾病の発生が疑われる場合は、蚕糸特産課へ報告するとともに、水産研究・教育機構水産技術研究所に確定診断を依頼する。
- ・ 特定疾病の発生が確認された場合は、検査結果を蚕糸特産課を通じて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び関係都道府県へ速やかに報告するとともに、関係者と連携して具体的なまん延防止措置を協議する。

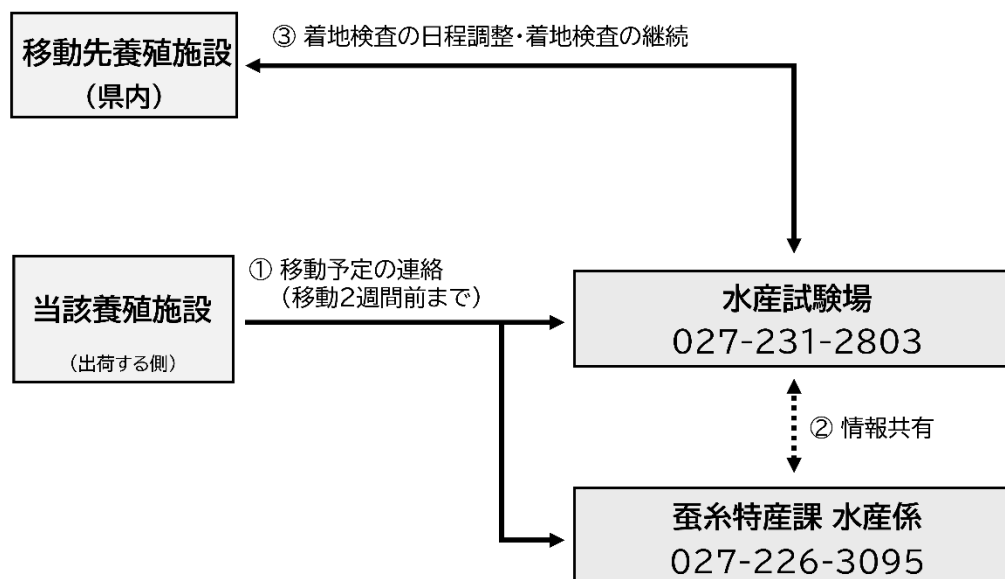
【参考】手続きの流れ

1. 外国産水産動物の輸入から着地検査までの手続き

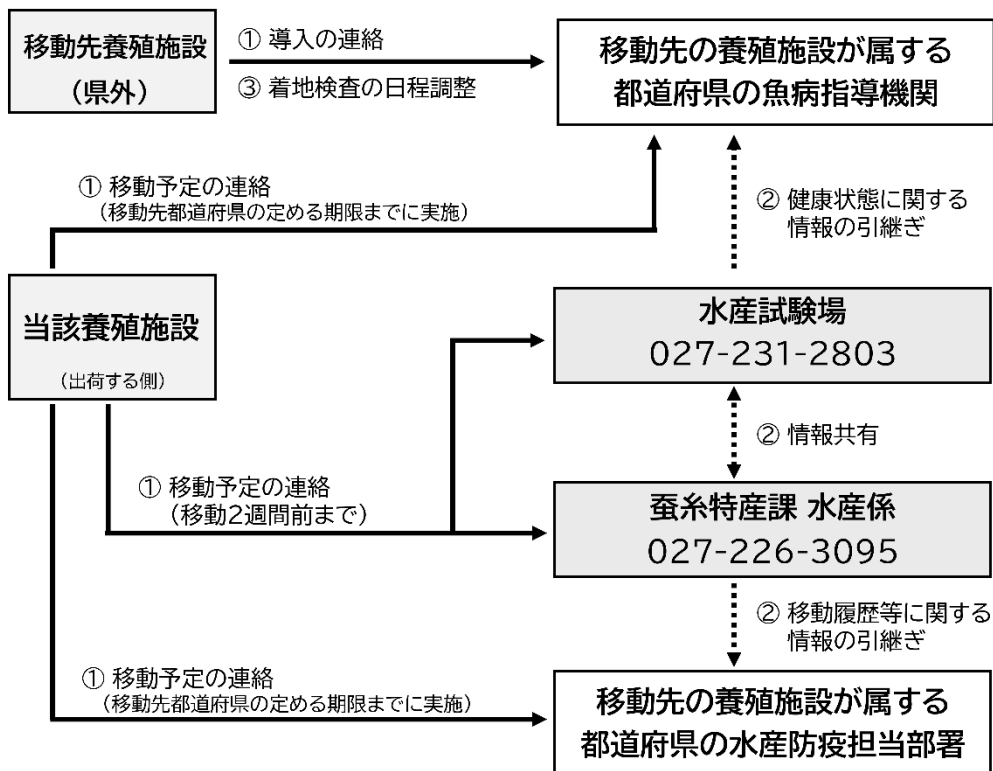


2. 着地検査中の水産動物を移動する場合の手続き

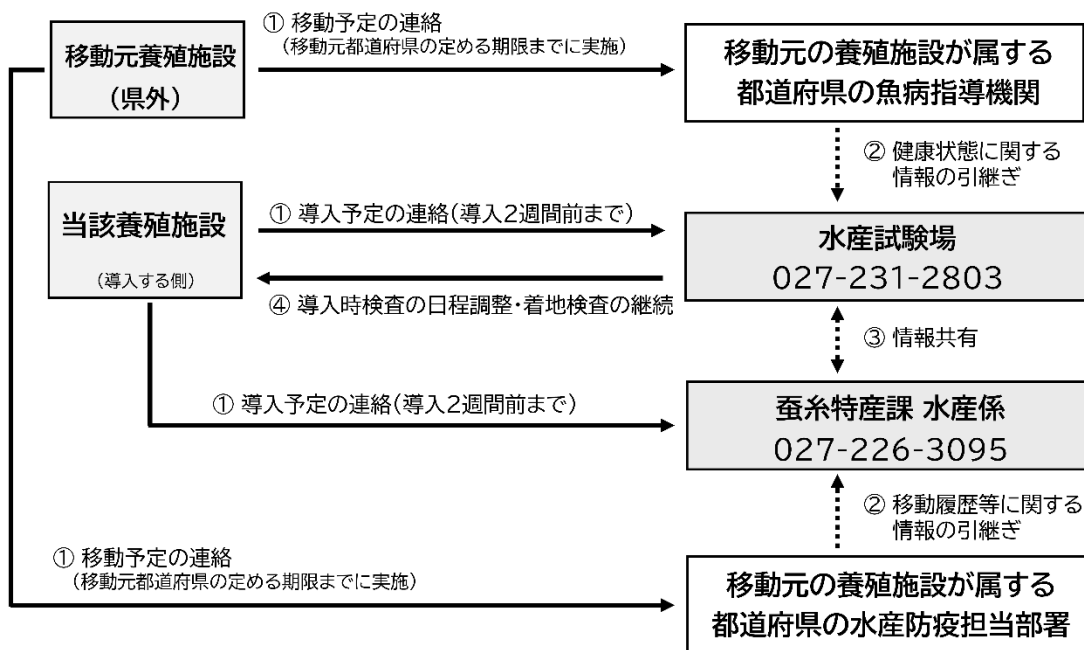
(A) 県内から県内へ移動する場合



(B) 県内から他都道府県へ移動する場合



(C) 他都道府県から県内へ移動する場合



着地検査期間中の飼育状況報告

検査日：

検査者：

養殖業者名		代 表 者	
養殖施設名		担 当 者	
所 在 地		連 絡 先	
対象水産動物		産 地	
輸 入 日	令和 年 月 日 ()	数 量	(輸入時) 尾 ・ k g
着 地 日	令和 年 月 日 ()	状 態	(月 日現在) 尾 ・ kg
養 殖 池	1. (面積) m ² (水深) m (水量) t (面数) 面 (収容尾数) 尾 2. (面積) m ² (水深) m (水量) t (面数) 面 (収容尾数) 尾 3. (面積) m ² (水深) m (水量) t (面数) 面 (収容尾数) 尾 4. (面積) m ² (水深) m (水量) t (面数) 面 (収容尾数) 尾		
飼育用水	〔種類〕 淡水 ・ 海水 ・ 人工海水 ・ その他 () ※塩分濃度 _____ % 〔水温〕 _____℃ 〔水質〕		
飼育管理状況	〔投薬歴〕 有り ・ 無し ※投薬歴「有り」の場合 薬剤名又は有効成分名 : 投薬期間 : 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 投薬量 : _____g/日 〔ワクチン〕 接種歴有り (ワクチンの名称 :) ・ 無し 〔消毒〕 踏込槽 : 有り (設置場所 :) ・ 無し ハンドスプレー : 有り (設置場所 :) ・ 無し その他消毒に関すること : 〔給餌〕 飼料の種類 : 〔その他・清掃等について〕 		
所 見			

養殖業者名			代 表 者		
養殖施設名			所 在 地		
対象水産動物			原 産 地		
輸 入 日	令和 年 月 日 ()		数 量	尾 ・ k g	
検査終了後の予定	養殖継続・食用出荷・養殖用種苗として他所へ出荷・その他 ()		総死亡数	尾 (原因 :)	
着地日 (検査期間)	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで (日間)				
施設詳細	取水先 (面積) m ² (水量) t (面数) 面 (収容尾数) 尾 排水の有無 排水先 排水処理方法				
	1.				
	2.				
	3.				
	4.				
	※取水先→井水・地下水、水道水、海洋、河川水、その他 排水先→海洋、河川、下水、その他				
飼育用水	〔種類〕 淡水 ・ 海水 ・ 人工海水 ・ その他 () ※塩分濃度 _____ %				
	〔水温〕 _____ °C				
	〔水質〕				
飼育管理状況	〔投薬歴〕 有り ・ 無し				
	※投薬歴「有り」の場合				
	薬剤名又は有効成分名 :				
	投薬期間 : 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日				
	投薬量 : _____ g/日				
	〔ワクチン〕 接種歴有り (ワクチンの名称 :) ・ 無し				
	〔消毒〕 踏込槽 : 有り (設置場所 :) ・ 無し				
	ハンドスプレー : 有り (設置場所 :) ・ 無し				
	その他消毒に関すること :				
	〔給餌〕 飼料の種類 :				
〔その他・清掃等について〕					
所見	(特に異状を認めず・期間中特記事項あり)				
検査期間中の移動があった場合	移動記録を添付				

都道府県水産防疫担当部署長 殿

報告者名

(移動元施設責任者との関係：)

着地検査期間中の移動報告書

以下のとおり、着地検査期間中の水産動物を移動する旨を報告します。

【移動元施設及び移動対象水産動物の基本情報】

移動元の 施設	(名 称) (所在地) (連絡先) (責任者名)		
移動対象水産動物	標準和名 (学名)	輸入国	
輸入日	年 月 日	輸入数量	
施設到着日	年 月 日	着地検査完了予定日 (到着日から6か月後の日付を記載)	年 月 日
移動元の着地検査 実施機関	(機関名) (連絡先) (担当者名)		
着地検査中の健康状態			
飼育水			

【移動先の基本情報】

移動先の 施設	(名 称) (所在地) (連絡先) (責任者名)				
施設の概要	(面積)	m ²	(水深)	m	(水量) トン (面数) 面
	(面積)	m ²	(水深)	m	(水量) トン (面数) 面
飼育水					
排水の状況					
移動先の着地検査 実施機関	(移動元が連絡した日付) (機関名) (連絡先) (担当者名)				

【移動の概要】

移動目的			
移動予定日	移動元出発日： 年 月 日	移動先到着日： 年 月 日	移動予定数量
移動元から移動先までの輸送方法			
備考			

都道府県水産防疫担当部署長 殿

報告者 (株)A 社 農水 太郎
(移動元施設責任者との関係：本人)

着地検査期間中の移動報告書

以下のとおり、着地検査期間中の水産動物を移動する旨を報告します。

【移動元施設及び移動水産動物の基本情報】

移動元の施設	(名 称) (株)A 社 A 養殖場 (所在地) A 県 A 市 A 町 1-1 (連絡先) 090-XXXX-XXXX (責任者名) 農水 太郎		
移動対象水産動物	バナメイエビ (<i>Litopenaeus vannamei</i>)	輸入国	タイ
輸入日	2022 年 2 月 1 日	輸入数量	500,000 尾
施設到着日	2022 年 2 月 1 日	着地検査完了予定日 (到着日から 6 か月後の日付を記載)	2022 年 8 月 1 日
移動元の着地検査 実施機関	(機関名) A 県水産試験場 (連絡先) 0X-XXXX-XXXX (担当者名) 水産 正一		
着地検査中の健康状態	2022 年 2 月 1 日、異状なし		
飼育水	人工海水		

【移動先の基本情報】

移動先の施設	(名 称) B 研究所 (所在地) B 県 B 市 B 町 2-2 (連絡先) 080-XXXX-XXXX (責任者) 農水 海子
施設の概要	(面積) 12 m ² (水深) 1.0m (水量) 10 トン (面数) 1 面
飼育水	人工海水
排水の状況	閉鎖循環式。水の入替時は、次亜塩素酸ナトリウムで消毒後に下水へ排水。
移動先の着地検査実施機関	(移動元が連絡した日付) 2022 年 3 月 1 日 (機関名) B 県水産試験場 (連絡先) 0X-XXXX-XXXX (担当者名) 水産 陸

【移動の概要】

移動目的	B 研究所に移動予定数量分を販売。移動先にて試験研究に供するため。		
移動予定日	移動元出発日：2022 年 3 月 10 日 移動先到着日：2022 年 3 月 10 日	移動予定数量	10,000 尾
移動元から移動先までの輸送方法	酸素封入した袋に詰め、箱に梱包後、トラックで輸送		
備考			

着地検査記録票（初回検査用）

検査日： 年 月 日

担当者： _____

1. 基本情報

種名		形態	
ロット番号		原産地	
輸入年月日		導入日	
数量		平均重量	g/粒・尾
導入時の状態			
発眼卵消毒	なし・あり（ 年 月 日）		
	薬品名（ ） 濃度（ ） 時間（ ）		
梱包容器の処分方法	廃棄・消毒： 具体的な方法：		

2. 飼育用水

淡水：井戸水（地下 m）・河川水・その他（ ）	取水元
海水：天然・人工（塩分濃度 %）	
水質：水温（ °C）・換水率（ %）・その他（ ）	

3. 衛生管理体制

踏み込み槽（履物消毒）・アルコールスプレー（手指消毒）・その他（ ）
その他（清掃頻度・入場者記録等）

4. 排水

殺菌処理	なし・あり（方法： ）
排水先	下水・河川・池沼・その他（ ）

5. 飼育施設：種苗を導入したふ化槽または養殖池（水槽）の配置及び流路が分かるよう記載

--

着地検査記録票（2回目以降検査用）

検査日：年 月 日

担当者：

1. 基本情報

池または水槽No.	水温	飼育個体数 (推定値)	生残個体 平均体重 (g/尾)	前回検査以降の死亡個体			特定疾病 検査実施の 有無と結果	投薬・消毒 等(処理日)	生残個体の 健康状態	着地検査対象 外の飼育個体 の異状
				死亡数	外観所見	死亡原因				
	最高℃									
	平均℃									
	最低℃									
	最高℃									
	平均℃									
	最低℃									
	最高℃									
	平均℃									
	最低℃									
	最高℃									
	平均℃									
	最低℃									
	最高℃									
	平均℃									
	最低℃									
	最高℃									
	平均℃									
	最低℃									

2. 給餌状況

3. その他：気づいたことがあれば記入